

定 款

一般社団法人 日本鉄道車輛工業会

一般社団法人 日本鉄道車輛工業会 定款

昭和48年6月13日 制定

平成3年11月6日 変更

平成11年10月1日 変更

平成15年2月6日 変更

平成24年4月1日 変更

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本鉄道車輛工業会（Japan Association of Rolling Stock Industries 略称「JARI」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、鉄道車両工業の健全な発達を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鉄道車両工業の振興に関する施策の樹立及びその推進
- (2) 鉄道車両工業に関する調査及び研究
- (3) 鉄道車両に関する技術の研究及び開発
- (4) 鉄道車両に関する国際交流の推進
- (5) 鉄道車両に関する知識の普及
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した鉄道車両、鉄道車両部品及び鉄道車両用素材の製造に係わる事業を営む者
- (2) 特別会員 本会の目的に協賛するため入会した鉄道事業者
- (3) 賛助会員 第1号に該当しない者で、本会の事業に賛助するため入会した鉄道車両等に関わる事業を営む者及び団体

2 本会の目的に協賛し、本会の作成する図書、資料等を需要とする個人に資料を頒布することができる。なお、その取り扱いについては、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 代表者を変更した場合は、別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 会長は、前項により会員を除名したときは、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合によるほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員である法人又は団体が解散したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 6箇月以上会費を滞納したとき。

2 会長は、前項により会員資格を喪失したときは、当該会員に対して、会員資格を喪失した旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する会員として権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は返納しない。

第4章 役員等

(役員を設置)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員（法人又は団体にあつては代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち6名以内及び監事のうち1名を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を総括する。

- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第19条 本会は、法人法第114条の規定により、理事又は監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議により免除することができる。

(相談役及び顧問)

第20条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役には本会の会長経験者、顧問には理事経験者、委員長経験者、有識者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。
- 4 相談役及び顧問の任期は、2年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(構成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告書及びその附属明細書の承認、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会費の分担基準及びその納入方法
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、開催の日の2週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第28条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出し、代理人によって総会の議決権を行使することができる。前条の規定の適用については、代理人により当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第29条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。この場合において、議決権行使書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数を第27条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から議長により指名された2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な規程類の制定及び改廃

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号の規定により請求があったときは、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事、監事及び議長から指名された理事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部会及び委員会

(部会)

第38条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、会員の業態に従って、理事会の下に車両部会、電機部会及び部品部会を置く。

(委員会)

第39条 会長は、専門的事項を審議するため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

(部会及び委員会の組織等)

第40条 部会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、理事会の後、開催される総会に報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

（実施細則）

第50条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、生島勝之、佐伯洋とする。